

（緩衝装置）

第十四条 自動車には、地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものとして、強度、緩衝性能等に関し告示で定める基準に適合するばねその他の緩衝装置を備えなければならない。ただし、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、車両総重量二トン未満の被牽引自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車のうち、危険物を運送する自動車として告示で定めるもの以外のものにあっては、これを省略することができる。

第1節 指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目（緩衝装置）

第17条 ばねその他の緩衝装置の強度、緩衝性能等に関し、保安基準第14条第1項の告示で定める基準は、次項に掲げる基準とする。

2 ばねその他の緩衝装置は、地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

一 ばねに損傷があり、リーフに著しいずれがあり、又は左右のばねのたわみに著しい不同があるもの

二 センター・ボルト、Uボルト、クリップ・ボルト及びナット又はクリップ・バンドに損傷若しくは脱落又は緩みがあるもの

三 ブラケット又はスライディング・シートに損傷があり、又は取付部に緩みがあるもの

四 サスペンション・アーム等のアーム類、トルク・ロッド等のロッド類又はスタビライザ等に損傷があり、又は取付部に著しいがたがあるもの又は他の部分との接触により損傷が生じるおそれがあるもの

五 サスペンション・アーム等のアーム類等のダスト・ブーツに損傷があるもの又は他の部分との接触により損傷が生じるおそれがあるもの

六 空気ばねのベローズ等に損傷若しくは空気漏れがあるもの若しくは他の部分との接触により損傷又は空気漏れが生じるおそれがあるもの若しくは左右の空気ばねの高さに著しい不同があるもの

七 ばねの端部がブラケットから離脱しているもの又は離脱するおそれがあるもの

八 ストラットに損傷があるもの又は他の部分との接触により損傷が生じるおそれがあるもの若しくは取付部に緩みがあるもの

九 ショック・アブソーバに著しい液漏れ、ガス漏れ又は損傷があり、取付部に緩みがあるもの若しくは他の部分との接触により著しい液漏れ、ガス漏れ又は損傷が生じるおそれがあるもの

十 オレオ装置に著しい液漏れがあるもの又は他の部分との接触により著しい液漏れが生じるおそれがあるもの

- 3 保安基準第14条ただし書の告示で定める自動車は、第80条第4項の自動車とする。

第2節 指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目
（緩衝装置）

第95条 ばねその他の緩衝装置の強度、緩衝性能等に関し、保安基準第14条第1項の告示で定める基準は、次項に掲げる基準とする。

2 ばねその他の緩衝装置は、地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次の各号に掲げるばねその他の緩衝装置は、この基準に適合しないものとする。

一 ばねに損傷があり、リーフに著しいずれがあり、又は左右のばねのたわみに著しい不同があるもの

二 センター・ボルト、Uボルト、クリップ・ボルト及びナット又はクリップ・バンドに損傷若しくは脱落又は緩みがあるもの

三 ブラケット又はスライディング・シートに損傷があり、又は取付部に緩みがあるもの

四 シャックル又はシャックル・ピンに著しい摩耗があるもの

五 サスペンション・アーム等のアーム類、トルク・ロッド等のロッド類又はスタビライザ等に損傷があり、又は取付部に著しいがたがあるもの

六 サスペンション・アーム等のアーム類等のダスト・ブーツに損傷があるもの

七 空気ばねのベローズ等に損傷若しくは空気漏れがあり、又は左右の空気ばねの高さに著しい不同があるもの

八 ばねの端部がブラケットから離脱しているもの又は離脱するおそれがあるもの

九 ストラットに損傷があり、又は取付部に緩みがあるもの

十 ショック・アブソーバに著しい液漏れ、ガス漏れ若しくは損傷があり、又は取付部に緩みがあるもの

十一 ショック・アブソーバが取り外されているもの

十二 オレオ装置に著しい液漏れがあるもの

十三 フォーク・ロッカーアームの取付部に著しいがた又は緩みがあるもの

十四 ばね又はスタビライザ等に溶接、肉盛又は加熱加工等の修理を行うことによりその機能を損なった部品を使用しているもの

十五 改造を行ったことにより次のいずれかに該当するもの

イ 切断等によりばねの一部又は全部を除去したもの

ロ ばねの機能を損なうおそれのある締付具を有するもの

ハ ばねの取付方法がその機能を損なうおそれのあるもの

3 保安基準第14条ただし書の告示で定める自動車は、第158条第4項の自動車とする。

第3節使用の過程にある自動車の保安基準の細目
（緩衝装置）

第173条 ばねその他の緩衝装置の強度、緩衝性能等に関し保安基準第14条第1項の告示で定める基準は、次項に掲げる基準とする。

2 ばねその他の緩衝装置は、地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次の各号に掲げるばねその他の緩衝装置は、この基準に適合しないものとする。

一 ばねに損傷があり、リーフに著しいずれがあり、又は左右のばねのたわみに著しい不同があるもの

二 センター・ボルト、Uボルト、クリップ・ボルト及びナット又はクリップ・バンドに損傷若しくは脱落又は緩みがあるもの

三 ブラケット又はスライディング・シートに損傷があり、又は取付部に緩みがあるもの

四 シャックル又はシャックル・ピンに著しい摩耗があるもの

五 サスペンション・アーム等のアーム類、トルク・ロッド等のロッド類又はスタビライザ等に損傷があり、又は取付部に著しいがたがあるもの

六 サスペンション・アーム等のアーム類等のダスト・ブーツに損傷があるもの

七 空気ばねのベローズ等に損傷若しくは空気漏れがあり、又は左右の空気ばねの高さに著しい不同があるもの

八 ばねの端部がブラケットから離脱しているもの又は離脱するおそれがあるもの

九 ストラットに損傷があり、又は取付部に緩みがあるもの

十 ショック・アブソーバに著しい液漏れ、ガス漏れ若しくは損傷があり、又は取付部に緩みがあるもの

十一 ショック・アブソーバが取り外されているもの

十二 オレオ装置に著しい液漏れがあるもの

十三 フォーク・ロッカーアームの取付部に著しいがた又は緩みがあるもの

十四 ばね又はスタビライザ等に溶接、肉盛又は加熱加工等の修理を行うことによりその機能を損なった部品を使用しているもの

十五 改造を行ったことにより次のいずれかに該当するもの

イ 切断等によりばねの一部又は全部を除去したもの

ロ ばねの機能を損なうおそれのある締付具を有するもの

ハ ばねの取付方法がその機能を損なうおそれのあるもの

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2007.11.09】〈第三節〉第173条（緩衝装置）

3 保安基準第14条ただし書の告示で定める自動車は、第236条の第4項の自動車とする。